

国立大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの現状と課題

令和7年5月26日



一般社団法人 **国立大学協会**

The Japan Association of National Universities

国立大学協会

研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会 委員

榎木 哲夫（京都大学 理事・副学長）

- 研究セキュリティの確保は安全保障上重要な課題であり、先端科学技術研究の発展のために、早急な体制整備が必要である。
- また、昨今、G7やOECDにおいても研究セキュリティの重要性が高まる中、日本は現在、研究セキュリティ確保のための法制度、統一的なガイドラインや管理体制が不十分な状態にある。

● 日本の研究セキュリティを取り巻く現状と課題

- 現在の日本の法制度では、研究データや技術等の流出防止には不十分。
- また、G7やOECDにおいて研究セキュリティの重要性が示されており、諸外国が国を挙げて管理体制を強化する中、日本には管理の原則となる統一的なガイドライン等が存在しない。
 - ※ G7では「研究セキュリティと研究インテグリティに関するG7共通の価値観と原則」に合意、「安全で開かれた研究のためのG7ベストプラクティス」を取りまとめた。
 - また、「バーチャルアカデミー」が開設され、研究におけるリスクの認識と対応の共有を強化している。

● 大学の国際化と研究セキュリティ上のリスク

- 急速に進む社会のグローバル化の中で、大学の国際競争力を高めていくためには開かれた研究環境の下での研究活動、とりわけ諸外国との共同研究が不可欠である。
- 諸外国と同等の研究セキュリティが確保できない場合、日本の大学からの研究データや技術等の流出が懸念され、信頼できる研究相手とみなされない。
- 諸外国との共同研究が実施できなければ、日本の科学技術の進展に悪影響。



**先端科学技術研究の発展のために、
研究セキュリティ確保に向けた体制整備は急務**



- 研究セキュリティ確保のため、政府による法律やガイドラインの策定等、適切かつ効果的な体制整備が早急に必要である。
- 大学においても研究セキュリティ確保に向けた取組を進める必要がある。

○ 政府が取り組むべき事項

- 1. 法律や統一的なガイドラインの策定等、適切かつ効果的な体制整備**
 - 現行の日本の法制度・体制では研究データや技術等の海外への流出に対応できない。
 - 国における統一的なガイドラインがない状況において、共同研究や留学生受入に関して各大学や研究者個人に判断が求められる現状に各大学で苦慮している。
 - 法制度を含めた管理体制の整備が早急に必要。
- 2. 大学等への支援**
 - 諸外国における政策やルール等の情報共有
 - 事例・ベストプラクティス集等の作成・提供
 - 研究セキュリティ確保に係るリスクマネジメント体制の構築等の取組に対する経費等の支援

○ 大学が取り組むべき事項

- 1. 政府による法やガイドラインを踏まえた体制の整備**
 - 学内規程や国際共同研究等における協定書等の整備
 - リスクマネジメント体制の構築
 - 個々の大学、個人レベルでの研究データや技術等の管理の徹底
- 2. 日本のアカデミア全体で研究セキュリティ確保の取組を強化**
 - アカデミア全体で研究セキュリティに対する意識を向上させる。
 - 大学全体としての能力を向上させていくため、大学間の連携を強化。

＜国立大学協会の取組＞

- 令和4年に研究インテグリティに関する声明を公表。
- 現在は「研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会」を設置し、対応策等を検討している。
- 国立大学での研究セキュリティ上の重大な問題が発生しないよう、注意喚起を行う。



手順書策定に係る国立大学協会からの要望

- 手順書は、安心・安全な研究環境の構築、研究活動の発展に資する実行性のあるものであるべき。
- 研究セキュリティ確保の体制構築に向けては、国からの支援が不可欠。

○ 手順書の在り方・内容について

1. 学問の自由と国際連携を阻害しないバランスの取れたリスク管理推進の前提を明確化

- ・ 学問の自由と国際連携を前提に、リスクに応じた合理的なリスク軽減対策の推進、「スモールヤード・ハイフェンス」の原則を徹底し、国籍・人種等による差別を認めない。

2. 実効性のあるガイドライン/手順書の策定・周知・改訂:

- ・ 研究コミュニティとの対話と協同で実効的な手順書を作成・見直し・周知し、理解を促進。
- ・ 国家レベルの明確かつ具体的な判断基準を定める。

3. 対象となる研究領域・プログラムの明確化と段階的な適用の推進:

- ・ 経済安全保障上の重要技術を含む研究領域・プログラムを明確化し、段階的に適用。

4. 各主体の役割と責任範囲の明確化:

- ・ 政府、資金配分機関、研究機関、研究者の役割・責任を明確化、研究機関の負担軽減を図る。

5. 国際的な動向を踏まえた整合性のある取り組みの推進:

- ・ 国際的な議論や標準を踏まえ、整合性のある研究セキュリティ枠組みを構築。

○ 手順書に則った実効的な研究セキュリティ確保に必要な体制整備について

6. 研究セキュリティ確保のための体制整備への支援:

- ・ リスクマネジメント体制（リスク確認、評価、軽減措置、フォローアップ）構築、研究者研修、相談窓口設置、リスク評価費用などを支援。実効的なDD（Due Diligence、適正評価手続き）に資するチェックリストや手順書の作成。

7. 研究セキュリティ確保を支援するマネジメント人材育成への支援

8. 情報共有システムの整備と運用支援:

- ・ 研究情報報告・管理のための情報共有システム整備・運用を支援。
- ・ 政府、資金配分機関、研究機関、研究者が意見交換できる場の積極的な構築。